

# 居宅介護支援契約書（介護保険事業）

（利用者）

（支援事業者） （医）清水レディースクリニック

支援事業者は、利用者又はその家族に対して「重要事項説明書」の説明を行い、利用者は居宅介護支援サービスの提供の開始について同意し、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

- （1）支援事業者は、利用者に対し、介護保険法令、重要事項説明書及び本契約に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう担当する介護支援専門員によって、公平中立な居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者との連携調整その他の便宜を提供します。
- （2）居宅介護支援サービスについては介護保険法で支援事業者に対して全額の給付がなされますので、原則として利用者の自己負担はありません。但し、保険料の滞納などがある場合にはその限りではありません。

## 第2条（契約の期間）

- 1.この契約の期間は令和 年 月 日から利用者の認定等の有効期間満了日までとします。
- 2.この契約は、更新拒絶の申し出がない限り自動更新します。なお、利用者より更新拒絶の意志が表示された場合は支援事業者は他の事業者の情報を提供するなど、必要措置を取ります。

## 第3条（居宅サービス計画の作成等）

介護支援専門員は、利用者が居宅サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望を考慮し、居宅サービス計画の作成等を行います。

## 第4条（居宅サービス計画変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者は、利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意を持って居宅サービス計画を変更することとします。

#### 第5条（利用者の解約権）

利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れる事ができます。

#### 第6条（利用者の解除権）

利用者は次の各号に該当する場合には、直ちにこの契約を解除できます。

1. 事業者が正当な理由なく、本契約に定める居宅サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらずこれを提供しようとししない場合。
2. 事業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者が利用者の身体・財産名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

#### 第7条（事業者の解除権）

事業者は利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になった時は、文書により1週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

#### 第8条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

1. 利用者が死亡したとき
2. 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
3. 第7条に基づき、事業者から契約の解除の意志表示がなされ予告期間が満了したとき
4. 利用者が介護保険施設へ入所した場合
5. 利用者の要介護状態区分が要支援・非該当とされた場合

#### 第9条（事故発生時の対応及び損害賠償）

事業者はサービスにともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体、または財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第10条（秘密の保持）

事業者及び事業者の従業員は、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及び利用者家族の秘密について第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。但し、事業者は居宅サービス事業者等必要な機関に対し利用者及び利用者家族に対する情報を提供する場合があります。

#### 第 11 条（サービスに関する相談・苦情対応）

事業者は利用者や利用者の家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅サービス計画に基づいて提供された指定居宅サービス等に関する利用者又はその家族から要望、苦情の申し立て及び相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

#### 第 12 条（サービス内容等の記録作成・保存）

1. 事業者は利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び利用料等の必要事項を所定の書面に記載します。
2. 事業者は一定期間ごとに目標達成の状況等記載した書類を作成します。
3. 事業者は利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

#### 第 13 条（合意管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の所在地に管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

#### 第 14 条（契約に定めない事項）

本契約に定めのない事項について疑義が発生した場合は、介護保険法その他の諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び利用者家族との間で協議の上誠意をもって解決するものとしします。

本契約を証するため、利用者・事業者は署名又は記名捺印の上本契約書を 2 通作成し、利用者・事業者が各 1 通保有します。

附則 平成 12 年 4 月 1 日より適用する。